

『古典は遺産か?』最終版一括PDF

Edoardo GERLINI
河野貴美子 (編)

古典は 遺産か?

日本文学における
テキスト遺産の
利用と再創造



Are Classics a Heritage?
Uses and Re-Creations of Textual Heritage in Japanese Literature

勉誠出版



日本文学における
テキスト遺産の
利用と再創造

序言……………Eduardo GERLINI・4

「緒論」なぜ「テキスト遺産」か……………Eduardo GERLINI・12

I 所有性

- 書物およびテキストの所有性における奥書の役割について……………佐々木孝浩・33
- テキスト、パラテキスト、秘儀伝受——テキストを所有するとはどのような行為なのか?……………海野圭介・46
- 光格天皇と本居宣長——御所伝受と出版メディアをめぐる……………盛田帝子・59
- 「コラム」テキストの蒐集、収蔵、継承と「遺産化」のこと——王羲之の書を例として……………河野貴美子・75

II 作者性

- 物語における「作者」の発生……………兵藤裕己・80
- 近世中期における「テキスト遺産」と「作者」……………飯倉洋一・91
- 「コラム」「作者」はいつ成立するか——日本上代の事例から……………高松寿夫・104

III 真正性

- 『枕草子』におけるテキストの真正性……………陣野英則・109
- 古典的公共圏の春——西円の源氏注釈をめぐる……………前田雅之・122
- 近世日本における『蒙求』の音声化——漢字音と連続性……………山本嘉孝・143
- 「コラム」仏教経典テキストの真正性と享受者——古典文学テキストとのつながり……………阿部龍一・159
- 【特別寄稿】テキスト遺産としての古筆手鑑……………Edward KAMENS・167

IV テキスト遺産の広がり

- 明石における龍宮イメージの形成——テキスト遺産としての『源氏物語』と『平家物語』をつなぐ夢……………荒木浩・174
- 「コラム」テキスト遺産としてのモニュメント——平時子の例……………Roberta STRIPPOLI・190
- 「コラム」テキスト遺産「運動」への期待——文化政策の視点から……………佐野真由子・195
- 「コラム」日本の文化経済政策——テキスト遺産を中心にみる現状と課題……………林原行雄・200
- 蜘蛛の巣としての電子テキスト——その来歴と現在……………稲賀繁美・208
- テキスト遺産とは何か……………Eduardo GERLINI・河野貴美子・220

あとがき……………河野貴美子・226

緒論 なぜ「テキスト遺産」か

Edoardo GERLINI

エドアルド・ジェルリーニ——ヴェネツィア・カフォスカリ大学アジア・北アフリカ学科学研究員(兼・早稲田大学総合人文科学研究センター角田柳作記念国際日本学研究所招聘研究員)。専門は日本中古文(特に和歌と漢詩)。比較文学。著書に *Heian Court Poetry as World Literature From the Point of View of Early Italian Poetry* (Florence: Firenze University Press, 2014)。注釈つゝ翻訳書に *Sighevera no Michizane: Poetic Seele* (Rome: Anacore, 2015)。編集: *Antologia della Poesia Giapponese: Dai canti antichi allo splendore della poesia di corte (viii-viii secolo)* (Venice: Marsilio, 2011)。453頁、49€。

本書は、日本における「テキスト遺産」の歴史と諸相を、この新しい概念の有効性ととも描き出してみようとするものである。この緒論では、「テキスト遺産」というテーマの視角と背景を紹介し、さらにはこれを古典文学研究に適用するメリットと可能性を示したい。

まず、この五十年にわたる遺産／ヘリテージという概念の発展を俯瞰し、それに応えて生まれた学際的なプラットフォーム、すなわちいわゆる遺産研究の主な取り組みを紹介する。それから、遺産というカテゴリーにおける古典文学と文学研究の位置付けを確認し、文学が遺産としてはこれまであまり強調されてこなかった原因を考える。そして「テキスト遺産」(英文の論文では *Textual heritage*) という概念を提案し、これが古典テキストの利用と再創造という過程を理解するために特に有効であることを論証する。最後に、「テキスト遺産」へのアプローチの具体例として「古今伝授」を取り上げ、テキストの利用と再創造、及び所有性、作者性、真正性という諸概念を問題として提起し、考察する。

以下、古典文学を遺産として捉えなおすことによって、個別の作品に限らず、より広く日本古典文学の発展と諸相を把握できることを提示していきたい。

一、遺産の発展

序言にも述べたように、近年、文化遺産 (Cultural Heritage) はますます身近なものとなってきた⁽¹⁾。博物館や観光業界のみならず、メディアや政治機関、NGOや研究施設など、多様な場面で頻繁に「遺産」という言葉が使われている。一般の理解によれば、文化と関係のあるモノならば、すべて「heritage」という付箋が貼り付けられてもおかしくない。万里の長城、エッフェル塔、東大寺、ポンペイの遺跡などの壮大な建造物や発掘地域だけではなく、廃墟になった工場や鉱山、車が通れない険しい巡礼道や特急電車が走れない古い線路等、今まで「文化」として認められなかったものも、遺産という言葉を通して今日の人々によって認識され始めた。そしてまた、これらの建造物やモニュメントなどの物体の他に、言語、手工芸、舞踏、演劇、儀式、料理、さまざまな伝統技術と知識も無形文化遺産という名称で評価されるようになり、更には遺産という用語の利用と可能性が広がってきた。

その妥当性はさておき、遺産という単語の流行は、相続財産などの金銭的な範囲を越え、また審美的な判断も超え、より広い、社会的及び政治的な意味を含む概念に発展し、人権や民主主義をめぐる討論にもますます登場するようになった。奴隷貿易ルート遺産やLGBT遺産、移民遺産や植民地遺産など、社会的マイノリティーの権利とアイデンティティをめぐる論争は頻繁に「遺産」を戦場にするのである。つまり遺産は、捨てがたい、忘れてはいけないとされている過去の欠片そのものを示すだけではなく、その過去の欠片の保護と伝承をめぐる様々な活動を指し、過去の文化に新しい価値と意味を与える有力な装置になった。

いうまでもなく、「文化遺産」という単語は、ほとんどの人々にとっては「ユネスコ」に繋がるものとして認識されている。確かに、国際連合教育科学文化機関いわゆるユネスコという国際機関は、一般社会における遺産の定着とその人気の付与に決定的な役割を担った。しかし遺産は、ユネスコ条約などによって結晶された概念ではなく、より流動的で多面的な概念である。今日、遺産という言葉は、ユネスコとは無関係に、あるいはユネスコと対立して使われることが少なくない。とはいえ、世界の文化遺産を認識し、保護するための基盤を決める最も影響力及び権力のあ

る組織はユネスコに他ならない。ユネスコが発行する条約や憲章は、直接に各国で行われる遺産の保存政策を左右し、遺産の意味と定義を決めるのに、最も権威のある書類とされている。

本書収載の各論文は、直接にユネスコと関わる問題は取り上げない。そして、日本古典文学をユネスコの遺産リストに登録させる方法を考える目的もない。しかしながらこの緒論では、テキスト遺産という新しい概念の意義を論証するため、遺産の歴史を俯瞰しながら、まずはユネスコが作り出した遺産の概念とその様々なカテゴリーを問うことにする。

先行研究が論証したように、ユネスコが当初から促進しているのは、「遺産の普遍的な理解」⁽²⁾であると言える。ユネスコが一九七二年に採択した「世界遺産条約」は、遺産となるものには「顕著な普遍的価値 (Outstanding Universal Value)」⁽³⁾が内在しているという前提を明記し、その理念を普及させ、一般的な遺産の理解に大きな影響を与えた。その結果、遺産は「モノ」として扱われ、専門家によって保存され、紹介されるべき文化財である物体の類として理解された。専門家以外の人々は、それを受動的に尊重し、楽しむべきだという考えが一般化した。

しかし九〇年代から、世界遺産条約で定められた遺産の定義は、西洋の文化理論と価値観を反映する歪んだ見解にすぎないと批判されるようになった。石材で作られた多くの西洋のモニュメントや遺跡を対象とする保護及び保存方法は、アジアを始め、非西洋の国々では必ずしも通用しないと指摘され、「普遍的な価値」ではなく、西洋の諸国によって繰り返される植民地支配の更なる政策としてすら問題視された。ユネスコが求める「顕著な普遍的価値」はそもそも「特質」、「希少性」、「多様性」など、西洋の価値観に基づく抽象的なカテゴリーに過ぎず、「普遍的なステータ」に登場させた西洋の審美的な鑑賞の要素である。社会的な価値観に基づいておらず、反論されるはずである」⁽⁴⁾なども批判されている。

このような批判を元に、二〇〇三年にユネスコは「無形文化遺産の保護に関する条約」を作成し、画期的な遺産のカテゴリー、いわゆる「無形文化遺産」を定めた。その後、文化政策と資金プログラムが倍増し、たった約二十年の間で、ユネスコのリストに登録されている無形文化遺産の数は約六〇〇件にまで上り、従来の「世界遺産」の数に

迫ってきた。このように、遺産の焦点は、モニュメントから人へ、モノから機能へと移動したとされているが⁽⁵⁾、この背景には遺産研究という学問の貢献も重要であった。

二、遺産研究の誕生

遺産研究 (Heritage Studies) は、ある固定した学問を指すというよりも、学際的な領域、あるいは様々な学術的なアプローチを含むプラットフォームとして考えた方が良い。遺産の価値が普遍的でモノに内在するという前提が疑われ始めると、それまで遺産を独占的に扱っていた美術史、考古学や建築学などの学問に加えて、社会科学の諸学問が遺産研究に参画した。

近年の遺産研究からみた遺産は、過去よりも、現在と関係のあるものとして理解されている。先駆的文献とされている『The Past is a Foreign Country (過去は外国である)』(Cambridge University Press, 1985)の冒頭部では、David Lowenthal氏が「過去は今日(の人々)によって再形成された外国のようであり、その名残を保護する我々の方法によってその違和感が同化されるのである」⁽⁷⁾と述べている。二〇一七年の講演で、同じLowenthal氏は「遺産は歴史ではない。遺産は、人々が気持ち良くするために自分の歴史をもつて作るモノである」⁽⁸⁾と主張した。

誰がその過去を語る権利があるか、無数の文化的生産物のどれを評価し保護すべきなのか、という問題が、その後の遺産研究の主題となった。Lowenthal氏から始まった批判的な姿勢は、二〇一二年に創立された「Association of Critical Heritage Studies (批判的遺産研究学会)」に継承され、このアプローチによって、普遍的で積極的な「遺産」の概念が問題として浮かび上がり、遺産の多面性が強調され、その理解を新たな次元に深めた。

今日の遺産研究の主な立場からいうと、遺産はただ過去の名残、つまりモノではなく、現在行われている政治的かつ社会的な営為及び実践である。現在の人々が常に行う選抜過程によって、国やコミュニティの文化遺産が指名され、保護され、あるいは逆に放置され、壊される。つまり遺産は、不変のモノではなく、利用されながら、常に作り直される文化として理解されている。批判的遺産研究学会の創立者Laurajane Smith氏は、遺産は「モノではなく、文

化的かつ社会的プロセスであり、記憶活動と関わることによって、現在を理解する、現在に取り込む新しい方法を作り出すのだ」と述べる。また他の学者にとって遺産は「歴史から形作られた現在の生産物」¹⁰、「人間の行為と働きに関係する過程及び動詞」¹¹、「文化的政策」¹²、「未来に対する熟考」¹³、「文化に付加価値を与えるメタ文化的過程」¹⁴など、様々に定義され、理解されている。

このようなアプローチをとる場合は、過去の文化を知ることよりも、その文化が現在の社会においてどのような位置を占め、どのような役割を果たしているか、人々の日常生活にいかなる可能性をもたらすか、あるいは逆にいかなる制限を加えているのかといった問題が重要となる。文化的現象が遺産として認識される過程は、ただ技術的及び審美的な判断によるものではなく、社会に由来する政治的な意図と期待を含蓄する複雑なプロセスとして現れるようになった。

更にいうと、遺産は、ただの過去の生産物、あるいは記録ではなく、現在の人々の記憶と価値観に基づいて形成されるものであると考えられる。時代と地域が変わると、同じモノであってもその価値と理解は変わることが当然だが、時に真逆の意味が与えられることさえある。また、記憶は普遍的なものではないので、それが共有されず、調和しない場合は、困難な遺産あるいは不調和遺産と称される遺産の類が生まれる。これらは、国際的な認証を受けようとすると、外交的事件の原因となることが多い。日本の場合は、メディアにも取り上げられた「軍艦島」や「南京虐殺の資料群」などがこの類の分かりやすい例だろう。また、破壊された遺産の場合、その原物は不在ながらも、人々の記憶や、写真などの資料に残ることによって、「不在遺産」¹⁵として活躍し続けることも推定された。バーミヤン渓谷の石仏、ノートルダム屋根、首里城の正殿の再建や修復をめぐる論争を見ると、世論に残る不在遺産の活躍、つまり言説としての文化的営為の役割が分かるだろう。破壊された遺産をどのように再建するか、これはただ技術的な問題ではなく、人々の記憶と価値観に関わる難題である。

ところで、遺産の保存か破壊は人々の記憶と感情、または信仰や価値観によるものであることを表す例がどの国にも、どの時代にも多々ある。パリ・コミュニケーションの時代に、帝国主義の記憶として人間性を汚すシンボルだとの訴えのもとで打倒されたヴァンドーム広場の円柱は、コミュニケーションが崩壊してから、その帝国の過去を尊重するという真逆の価値観の象徴として間もなく再建された。その円柱に内在する美術的な価値はともかく、その打倒と再建とはパリとフランスの公的な過去の記憶を形成し、修正し、あるいは修復して結晶とするという意図によって行われた営為の例である。日本の場合は、のちに「原爆ドーム」と呼ばれるようになった広島県産業奨励館の廃墟を処理するか、修復するか、そのまま残すかという議論も、広島と日本の戦争記憶にどのような形を与えるべきか、つまり忘れるか、伝えるか、という意味があつただろう。

以上、遺産研究の主な焦点は、過去そのものより、過去を受け継ぐ現在に置かれていと言えらる。従って、遺産をめぐる多くの先行研究は、現在に行われ、あるいは現在に最も近い、二十世紀、早くとも十九世紀末に行われた文化財保護政策などに集中する傾向がある。しかし、先述の例から分かるように、過去の文化財を保護する、あるいは逆に意図的に破壊するという過程は、どの時代にもあつたはずである。この推定に基づき、David C. Harvey氏は「遺産史」¹⁶という歴史的なアプローチの必要性を訴えた。ハーヴェイ氏によると、遺産という概念は十九世紀末の西洋で誕生したとされているが、明確に過去を意識して、現在のニーズに応えるための道具としてそれを利用し、再創造するということは、前近代にも、そして世界中のどの国にもあつたと確認できる。ハーヴェイ氏によれば、過去を遺産として評価するプロセス、いわゆる遺産化は、「資源として過去の一つの見解を呼び出す現在中心的現象として、昔から人間の本質の一部」であり、つまり人間の文化的活動の根本的な要素なのである。

ここで留意したいのは、「遺産史」というアプローチの導入は、文献学や歴史学など過去の文化そのものを主題とする学問分野に遺産研究という分野を開いたということである。遠い過去に行われた遺産化を知るためには、史料を解読できる歴史学者の業績が有効である。そしてまた、当時の人々の考えと動機、あるいはその感情と価値観を知るためには、文学研究の経験と能力が必要となる。「遺産史」というアプローチを活用することによって、筆者は日本古典文学を対象とする試みをすすめて行ってきたが、本書もまた、この論理的な背景に基づくものである。後程詳しく述べるが、本書は「日本テキスト遺産史」を書く試みとして考えても良い。

三、文学は本当に遺産なのか

上述したように、遺産を検討する学問分野の数は増えている。文化人類学、社会学、地理学、政治学、そして法律学や経済学、マネージメントやIT関係まで、それぞれの研究者たちが異なる視点から遺産の意味と現在社会におけるその役割を問うている。また、遺産をめぐる先行研究を俯瞰すると、遺産とアイデンティティー、遺産と記憶、遺産と環境、遺産と感情、遺産と都市計画、遺産とマーケティング、遺産と国際法律、遺産と人権など、幅広く重要な課題を遺産というキーワードに絡めて検討する研究者が多い。このような研究成果はいずれも、遺産という論理的なカテゴリーの多様性と可能性を確認できるものであろう。

一方、遺産と文学、または遺産とテキストというテーマを主題とする単著や論文などは、遺産研究の叢書や雑誌にはほとんど見当たらない。稀な例を別にして、文学研究は未だこの新しい学際的なエリアに参画していないと言わざるを得ない。そもそも、文学が文化遺産であることは、ほぼ常識だと言える。ポストコロニアル理論の中心的な人物であったエドワード・サイードも、すでに一九九〇年の論文において文学は「国家文化遺産を再構築」するための不可欠な要素だと主張していた⁽¹⁸⁾。しかし文献学者であったサイード氏自身も、他の文学研究者も、その後、「文学遺産 (literary heritage)」などの語句を時に使用したにも関わらず、文学遺産という概念の意味と役割をあまり検討しなかった。おそらく、遺産という課題は文学とは無関係か、あるいは文学研究の目標には無用であるように思われたのだろう。この懐疑は今まで続いているが、ここで一旦、その理由をより詳しく考えてみたい。

まず、社会科学の理論に基づき、フィールドワークなどに多く拠る遺産研究のアプローチは、人文学の研究者によってあやしく見られたかもしれない。しかしこのような「学問の壁」があつたとしても、文学の研究者によつても、文学が文化遺産であるとの連想があまりなされないのはなぜか。やはり、文学と文学作品という文化的生産物には、どこかで遺産の概念にうまく当てはまらないところがあるのではないか。

このことを確認するために、ユネスコによる遺産プログラムにおける文学の位置を見てみよう。ユネスコの様々なプログラムの中には、文学やテキストが全くないわけではない。「ユネスコ文学の都市」(UNESCO City of Literature)や、今は停止された「ユネスコ代表的作品集」(Collection of Representative Works)⁽¹⁹⁾など、文学に直接に関わるプログラムもある。しかしこれらには文学を遺産として扱い、あるいは文学作品を文化遺産リストに登録させようという目的は全くみられない。

ユネスコの最も有名な遺産プログラム、いわゆる「世界遺産」と「無形文化遺産」はどうだろうか。一九七二年の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(通称：世界遺産条約)によると、文化遺産は「記念工物」、「建造物群」、「遺跡」という三つのカテゴリーに分けられており、美術作品や文学作品などは対象とされていない。世界遺産リストに登録されるための「十一項の登録基準」の中には「(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある」⁽²⁰⁾というものもあり、「文学的作品」(英語版では literary works)との関係は全く無視されているわけではない。しかし、文学を文化遺産の一つのジャンルとして認め、文学作品そのものが登録されることはない。

「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」(Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity)の中には、文学に近い文化的現象が見つかる。例えば、日本の歌舞伎、能楽、浄瑠璃という、古典文学の一部とされてもおかしくない伝統芸能が早くから登録された。しかし、この場合も、登録に関わる書類や公式情報を見ると、文学およびテクストとの繋がり、例えば謡本や脚本の伝承と役割は重視されず、演技という「生きた伝統」とその口頭的な再現と授受、あるいは服装や仮面作りという伝統技術がもつぱら強調されているのである。つまりユネスコの無形文化遺産リストにも、通常の文学及び文学作品はほとんど見当たらないのである。

実は、「世界遺産」や「無形文化遺産」ほど有名ではないが、本や筆記資料を主な対象とするもう一つのプログラム「世界の記憶」(UNESCO Memory of the World)もある。しかし、一九九二年に創設されたこのプログラムもまた、文学及び文学作品ではなく、世界史に特別な役割を果たした様々な史料だけを「資料遺産」^{Document Heritage}として列挙するのである。マルクスとエンゲルスの「共産党宣言」、ベートーヴェンの「交響曲第九番」、藤原道長の「御堂関白記」などが登録

されているが、世界文学の傑作はほとんど見当たらない。「シェイクスピアの書類群」という登録があるが、それはシェイクスピアの脚本や詩などの文学作品ではなく、彼の日常生活に関わる様々な証明書や書類などを主に集めているのである。ちなみに、以上の例でも、作品としての内容よりも、それが綴られているオリジナルな媒体(原稿、写本、版本など)が資料として保護の対象になっていることには留意したい。例えば、「世界の記憶」に登録されている『御堂関白記』は、平安中期に道長が自筆した卷子本十四巻、その物体をはつきりと対象として示している。一方、日本古典文学の最も重要な作品とされている『源氏物語』は、作者紫式部の自筆本が残っていないため、「世界の記憶」に推薦さえされなかったそうである。つまり明らかに、「世界の記憶」は歴史的な価値のある資料を保護するためのプログラムであって、「文学作品」を「遺産」として捉え直すという意図は全くない。

では、文学が文化遺産の一種であることは否定されていないものの、それではなぜ今までユネスコの遺産リストにも登録されず、遺産研究の先行研究によっても検討されてこなかったのか。文学と文学作品、あるいはより広いうとテキストという文化的生産物は、他の有形遺産や無形遺産とはいかに異なるのか。

「世界の記憶」に関わる公式書類を参照するといくつかのヒントが得られる。例えば、「世界の記憶」で示される「資料 (document)」とは、内容 (contents) と媒体 (carrier) を合わせた物体 (object) として定義されている⁽²¹⁾。この内容及び媒体という組み合わせは、例えば文献学者が分析する写本などの資料には相当するが、一般的に想定される「文学作品」とは少し意味が異なっている。『源氏物語』にしろ『坊っちゃん』にしろ、時代を問わずあらゆる文学作品は必ず一定の媒体に付着しているものではない。逆に、ほとんどの場合は文学作品を読むということは、作者の筆記原稿というオリジナルな媒体を読むのではなく、他の媒体に写されたその内容を読むという意味がある。一次資料を読まなければならない学者以外は、一般的な読者にとつてどの媒体で読んでも、同じ内容であれば変わりがないと言って良い。つまり、「資料」と「作品」とは同一ではないものの、内容は同じであるという性格を有するため、それらを遺産化するという行為の意味も変わる。

一方、世界遺産リストに登録されているモニュメントなどを作品として考えた場合、それらは必ず一定の媒体のみに具現化されているもので、完璧な複製が作られたとしてもそれはただの模擬に過ぎず、オリジナルに取り替えられるものではない。文学作品の内容を忠実に写せば、紙であれ、タブレットの画面であれ、読者の好みと便宜を別にし、どのような媒体で読んでも同じである。

この「資料」と「作品」の根本的な違いは、ユネスコにおける遺産プログラムの目的にも見出せる。例えば、「世界の記憶」の目的は、重要な筆記資料の保存 (preservation) とアクセス可能性 (accessibility) を補助することであると明記されている⁽²²⁾。これは、貴重な写本などの文学資料にも適合できるが、文学作品の場合はどうだろうか。最も代表的な文学作品ならば、すでに社会に流通しており、特別な保護対策などせずとも、人々に読まれ、存続するはずである。これは、大量に出版される現代の作品のみならず、主な古典文学の作品も同様であろう。例えば、万が一『源氏物語』の古写本が今日か明日全滅したとしても、作品としての『源氏物語』、つまりその内容は(しかも、様々な現代訳や翻訳も)読めなくなるわけではない。そもそも、すでに無数の影印版や活字版などの媒体に複製された内容が完全に失われることは難しいし、資料館や図書館によってデジタル化が推進されている中、そのリスクはさらに低くなっていく。言い換えれば、他の遺産と異なって、文学作品の内容は破壊の危機に直面している状態にはないと考えられる。つまり文学作品は、一定の歴史資料に限らない、より柔軟で多面的な存在であるので、特定の物体の保存を目指す従来の遺産政策には当てはまらないと考えられる。

では、画期的なカテゴリーとされている「無形文化遺産」の場合はどうだろうか。二〇〇三年に始まったユネスコ無形文化遺産プログラムでは、破壊の危機に直面して緊急保護が必要な遺産のリストだけではなく、世界の多様性を表す「代表的遺産リスト」も作成された。先述したように、このリストには文学的な要素も含む歌や演劇などの芸能が多く登録されているが、通常の文学作品は見当たらない。世界遺産と世界の記憶と異なって、ユネスコ無形文化遺産のリストは資料や作品などのモノではなく、それらを作り、または演技するための伝統的技術かつ知識が対象となっている。二〇〇九年と二〇一三年にそれぞれ登録された「中国の書道」と「モンゴル書道」は明瞭な例であろう。中国の書道者によって書かれている内容は、唐詩などの古典文学の作品からの引用であると推定できるが、遺産とし

て登録されるのは特定のテキストではなく、その文字を筆で書く能力と知識である。

以上、ユネスコのリストから見た限りでは、文学、とりわけ古典文学は、無形文化遺産のような「生きた伝統」としてみなされておらず、また特別な保護が加えられるべき遺産ではなかったことを述べてきた。それでは、文学と文学作品、あるいはテキストというのは、遺産になるときはどのように活躍するのか。遺産研究の経験をテキストに及ぼした場合、テキストと文学のどのような側面が見えてくるのか。

本書が提案する「テキスト遺産」という概念は、批判的遺産研究に学んで、古典文学を文学テキストそのもののみならず、それを継承し咀嚼するための文化的・社会的営為も含め、包括的に捉え直すための研究視角である。本書の各論が論証するように、テキストの遺産化は、二十一世紀の現在だけでなく、前近代においても通時的に行われてきた人間の営みである。そこで本書を「日本テキスト遺産史」を綴るための第一歩として、提出したい。

「なぜテキスト遺産か」という問い、つまりテキスト遺産の本質を考察すること自体には、二つのメリットがある。一つ目は、テキストと文学があまりコミットしてこなかった今日の遺産概念を改めて見直し、その範囲を広げることである。すなわち古典文学の研究者による知見がこれからの遺産研究の進展に豊穡かつ広大な視野を拓くことが期待できる。これはまた、文学研究の成果と知識を遺産研究という領域に働かせることによって、その成果をより広く社会に届けられる副効果をもたらすとも期待できる。近年訴えられる古典文学の無用、つまり「古典の危機」という論争にも「テキスト遺産」は新しい視点を示唆するものとなるかもしれない。

もう一つのメリットは、逆に、文化の保存と伝承を主題とする遺産研究の成果を古典文学に適用することによって、文学を「モノ（作品）」と「人（作者）」に止まらず、社会におけるより複雑な文化的営為として理解する可能性が得られるであろう。この学際的な対話によって、文学研究と遺産研究がそれぞれの立場と前提を相対化し、更なる発展へと成長できるのではないか。これが、筆者の一つの望みである。

四、日本におけるテキスト遺産の利用と再創造

遺産研究の最も重要な成果は、遺産の本当の意味が過去の保存ではなく、現在に行われている過去の利用と再創造にあることを気づかせたことだとさえ言えよう。このことから着想を得て、本書収載の各論文を貫く糸はテキストをめぐる利用と再創造の諸相にした。これは、過去のテキストの利用と、代々続くそのテキストの再創造といった実践をより総合的に考察する必要があると主張するものである。古典作品は、単独に存在するものではなく、既存のテキストからの引用や典拠などという間テキスト性の下に生まれたものである。繰り返して書写され、注釈され、多くの人々の異なる理解あるいは誤解によって、多様な形をとる不思議な実在である。そして読み続けられ、朗詠され、演奏され、翻訳され、訓読されることによって、そのテキストは代々異なる人々の記憶と意識に生き残るものになる。このような利用と再創造無しには、次世代の人々はそのテキストを知ること、評価することもなく、そのテキストが記録した「過去」と接することもできない。

古典テキストは、何らかの価値が認められていたからこそ伝えられ続け、教えられ続けたものであり、その意味では堂々と「遺産」と呼ぶべきである。しかし、既述したように、テキスト遺産という語は未だ明瞭に定義されず、十分に検討されたことがない。

文学関係の学術出版物などにテキスト遺産や文学遺産という単語は散見されるが、ほとんどの場合は漠然とした使い方で、あるいは古文書などの資料を文化財として示すものであるなど、いずれにせよ近年遺産研究が提案してきた論考と研究成果を参考することは稀である。⁽²³⁾ 本稿ではこれ以上、理論的な考察を深め、決定的な定義に固定していくことは避けるが、「テキスト遺産」という問題と刺激を提供することによって、日本古典文学に対する再考を促したい。また、古典テキストをめぐる多様な利用と再創造を検討することによって、所有性、作者性、真正性という論理的な概念を再考し、古典文学に対する通時的な理解を深めたい。このような試みは、日本文学研究ではもちろん、おそらく海外の文学研究でも未だに行われていない。

ところで、テキスト遺産を考察するのであれば、日本、そして日本文学ほど相応しい出発点はないかもしれない。日本は、無形文化遺産という新しいカテゴリーの定着と、ユネスコにおけるその正式な認証に主導的な役割を果たしたことがよく知られている。²⁴特に、日本に強く求められた「オーセンティシティーに関する奈良ドキュメント」⁽²⁵⁾では、文化遺産に対する保護方法が多様で、それぞれの文化の社会的な価値観に適合した方法が望ましく、遺産の真正性という概念に大きな変化をもたらした。これは、日本文化には西洋中心の文化論と価値観を相対化し、批判する潜在力がある証拠だとも考えられる。

また、日本列島各地に存在する資料館、文庫、図書館の棚には、日本だけではなく、東アジアで作られた貴重な古典籍と珍しい古文書などの資料が大量に並べられている。他の国よりも、日本は、東アジアのテキスト遺産の宝庫だと言つて良い。たとえば、大陸では失われ、日本にだけ伝存した漢籍、いわゆる佚存書は、日本人のみならず、東アジアの人々が自分の過去を理解し、語ることに、つまり遺産化することを可能にする貴重な資料である。

そしてまた、先行研究によって論証されたように、⁽²⁶⁾漢字漢文を基盤に成長した日本の「文」の世界は、大陸の古典籍を保存し、真似するだけではなく、それらに新しい解釈、注釈、読み方、翻訳などを作り続け、東アジアの思想と文化の発展に重要な貢献を果たした。

五、日本のテキスト遺産の一例 「古今伝授」

本書収載の各論文では、数々のテキスト遺産のケースが取り上げられ、日本古典文学の利用と再創造、いわゆるテキスト遺産の諸相が細かく検討されている。ここでは「古今伝授」という一例を取り上げ、本書の部立てをなす三つの観点である所有性、作者性、真正性、そして、本書の核となる利用と再創造という問題を簡単に提示し、説明しておきたい。

「古今伝授」とは、日本文学の重要な古典である『古今和歌集』に関する秘説の授受、いわゆる秘伝のことである。『日本古典文学大辞典』⁽²⁷⁾によると、古今伝授の授受過程は次のように少なくとも四〇〇年の間に繰り返されていた。

古今伝授に先立ち、弟子は秘説を他に漏らさないことを神にかけて誓う誓約書を提出した。その上で師は『古今和歌集』全般について故実に倣つて講釈をし、講釈の終了を示す証明書を与える。弟子は講釈の聞き書きを清書して提出し、合わせて不審を問う。師は聞き書きを点検して詞を加え、講釈聞き書きであることを示す加証奥書を記して返却する。

つまり、古今伝授は、一つの作品あるいは一定の資料ではなく、『古今集』という古典テキストの理解に関わる知識が師から弟子へ伝わるという過程そのものである。これは、ちょうど遺産研究が提案する社会的及び文化的営為としての遺産の定義に相当すると考えられる。過去の文化を利用して、現在のニーズに応えるためにそれを受け継ぎ、次の世代に伝えるというプロセスである。古今伝授を受けることは、平安朝の貴族文化を代表する和歌、その最も権威のある古典テキスト『古今集』をめぐる秘説を象徴的資本として獲得するという社会的な意味があつたと考えられる。そして古今伝授のその社会的かつ政治的な価値は、誓約書や証明書というテキストの存在によって証拠づけられている。秘説という知識が高く評価されていたからこそ、他人に漏れないように、その授受方法が厳しく制限されていた。ここで興味深いのは、加証奥書などのテキストの役割である。これは、弟子が書き留める聞き書きの真正性と所有者を確かめるものである。つまり、その写本に綴られた内容と、それを持つている人が古今伝授を正当に受け継いだことを証明し、その遺産の正統性を語るののである。もし、その奥書がなければ、その聞き書きは無許可で書写された写本であるか、またはその内容が不適切かと疑われたらどうだろう。師の証明書や奥書というテキストは、古今伝授を遺産化するために不可欠な要素であつたと推定できる。この意味ではこれらはまるで権力付きの遺産言説 (authorized heritage discourse、以降はAHD)⁽²⁸⁾のよう働きを現している。AHDは、批判的遺産研究の最も代表的な論説であり、ユネスコを初め、世界の遺産を管理してきた諸組織が、その権力を正統化するために作り出した言説のことである。「国民国家というナラティブの内から、AHDはエリート階級の経験と価値観を明白に促進する。[略]AHDは、諸集団の歴史的、文化的、社会的な経験を排除する一方、この集団の批判力を束縛し、制限するために働いている」⁽²⁹⁾。古今伝授に関わる証明書や奥書などのテキストは、国家体制や社会的なマイノリティーの批判力とはあまり関係がないだ

るうが、古今伝授という遺産の扱い方と普及の可能性を制限することによって、文化的かつ社会的なエリートの人たちに権威を与えるという権力を明らかに維持した、文字の形を取る言説だと考えられる。

さて、古今伝授のコアな部分、つまり秘説という知識は、主に講釈という口述で授受されるものであるため、そうした意味では「無形文化遺産」として捉えることもできる。しかしここで注目したいのは、授受過程の途中に、弟子の聞き書き、証明書や誓約書、奥書など、いくつかのテキストが作成されていたことである。古今伝授は無形文化遺産としても考えられるが、やはりテキストという存在が必要不可欠とされ、ただの口頭という形のみでは、不可能であったと言える。

そして師の講釈から弟子の聞き書きへと、秘説という知識が毎回新しい媒体に写されたが、その新しく制作された写本を元に、師になつた弟子が今度、次の世代の弟子に同じ知識を伝える。このような無形（講釈）と有形（聞き書き）の相互関係は、従来の文化遺産の概念とそれをめぐる先行研究では未だ十分に説明できない。無形文化が有形文化（つまり、道具や作品などの物体）に具現化するというプロセスはすでに検討されたが、その逆の方向、つまりどのような有形遺産が無形遺産に影響を与えるかという課題に関しては未だ検討の余地が残っている。筆者は別稿でこの有形と無形の相互的な関係について論考し、無形と有形という厳しい区別を再考する必要があることを主張した。つまりテキスト遺産は常にテキストという作品（有形）とそれを作り出す営為（無形）の間に従来の理解に対する疑念を挟むものと言える。有形と無形という極端な区別を越える必要は先行研究においても強調されたが、テキスト遺産はちょうどこの課題を検討するための貴重な視角を提案する。古今伝授が行われるたびに、講釈の聞き書きだけではなく、その他のテキストも利用され、再創造されている。この利用と再創造のプロセスこそは、テキストの遺産化、つまりテキスト遺産そのものであると主張したい。

本稿ではこれ以上細かな検討を行う余地がないが、ここで注目したいのは、古今伝授が続いた四〇〇年の間には、秘説というテキストが繰り返し再創造されると同時に、その知識の社会的な価値も改められ、確認されるというプロセスも伴っていたことである。そして、今日では古今伝授が絶えて行われていないという事実は、その遺産を支えた価値観が現代には伝わらなかつたことの証拠であると推定できる。³³

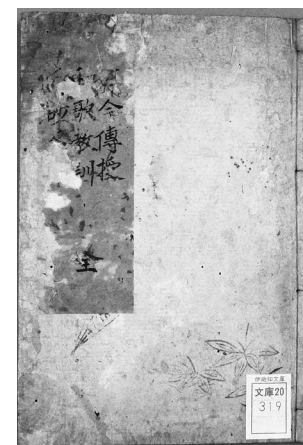
所有性、作者性、真正性という概念に関しては、いま取り上げた古今伝授の例が興味深い問題をそれぞれ提示する。まず、古今伝授を所有することはどのような意味があつたのか。ただ一冊の写本を持っていれば良いというわけではなかつた。権威のある講釈を受けて、師の修正を受け、正確に理解した人だけが、古今伝授を継承したと言える。このような所有性はもちろん、現代の著作権と異なるものであるが、古今伝授という知識に認められる社会的な価値を得たことを意味し、その独占的な扱いを証明する。

また、古今伝授の作者性を定めることは可能なのだろうか。『古今集』の歌を解釈するための知識としては、藤原俊成まで遡るとされているが、それでは俊成は古今伝授の作者であると言えるのか。継承される『古今集』の秘説テキストは、何人の手を経て修正されたのだろうか。おそらく、一人の作者に遡ることは難しく、あるいはそうした追究自体無意味であろう。

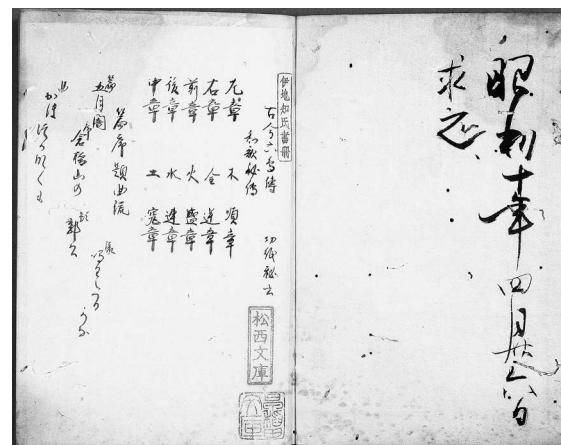
同じく真正性に関して、現存している資料から古今伝授の原型に遡ることは可能なのだろうか。講釈から聞き書きへと書き留められることが繰り返されたその内容の「真正性」はどのように確かめることができるだろうか。そもそも、文化的営為としての古今伝授の真正性を考えることは、どのような意味があるのか。

以上、古今伝授という秘伝は、『古今和歌集』という重要なテキストに独特な解釈を与え、秘密の読み方、つまり『古今集』の特別な利用を伝え続け、そのプロセスの途中で聞き書き、誓約書、奥書などの他のテキストなども再創造する複雑な社会的かつ文化的営為であつた。そして古今伝授が行われるたびに、その知識に新たな価値と意味を与えられた。前近代日本に出現したテキスト遺産を検討するには、古今伝授が特に有意義な例だと考えられる。

最後に、古今伝授という伝統は断絶したと言つても、それをめぐる遺産化の過程は完全に止まつたわけではない。静岡県三島市の市内には「古今伝授のまち三島」という標柱が立てられているが、これによって街とその古典テキストとの関係が確かめられ、古今伝授の権威が市民によって象徴的にでも継承されていると理解できる。つまり、古典



表紙



一丁表

図1 『古今伝授書』(早稲田大学図書館蔵)

籍が現在社会においてアイデンティティ構築などの目的で文化的な営為^①に利用されるケースがあるのである。これはテキスト遺産と呼ぶべき現象だと指摘することができよう。

また、近年積極的に進められている、図書館・博物館が所蔵する資料のデジタル化によってそのテキストを世界の人々にインターネット上で公開することも、遺産化の例だと考えられる。例えば、早稲田大学図書館には、源可道という人物が書写したとされている『古今伝授書』(二七七三年)という写本が所蔵されている。これは、古今伝授が行われ続けた四〇〇年の間に作成されたテキストの一つであり、つまり無形遺産としての古今伝授の有形な具現化^②だと考えられる。さて、図書館の文献情報によると、この写本は伊地知鉄男旧蔵の一冊であり、他の一二二点とともに昭和六十三年に早稲田大学図書館に寄贈されたものであり、その全丁がデジタル化され、早稲田大学図書館古典籍総合データベースというサイトで公開されている。現在この古典籍の所有者は間違いなく早稲田大学図書館であるが、デジタル版として、誰もが閲覧可能で、ページのダウンロードもでき、デジタルな形でありながら無数の複製を簡単に作ることができるようになっていく。このように、古今伝授という秘伝は、今や世界中の人々に公開され、人類が共有する文化遺産になったと言っても良からう。当然、以上のような「遺産化」の過程は、資料のデジタル化

が始まる前から、パブリックにその「知」のサービスを提供する公立図書館などの施設が設立されると同時に始まったと言える。しかし、古典籍や歴史資料のデータベース化というプロセスが加速した今日では、地理的かつ物理的な障害や制限などが急激になくなっており、空前のアクセスビリティの拡大をもたらしたのである。こうした状況は、図書館にとって、利用者のニーズに合わせる一方、社会に対する所蔵者の責任と義務、つまり遺産研究では「スチューワードシップ」と呼ばれる役割をいかに負っていくかということにも大きな影響を与えることとなる。

「テキスト遺産」の問題は、このように現在、デジタルデータ化された遺産の所有性、作者性、真正性のありかを中心に考えるかという新しい課題にも直面している。その検討は本稿の目的に余るものであるが、後考を期したい。

おわりに

本書が提案する「テキスト遺産」という新しいカテゴリーは本当に必要なのか。古典や伝統などの用語では前近代文学を十分に把握できないか。遺産とはそれらに何を加えるのか。本稿では、決定的な答えには及ばなかったが、文学研究が遺産という課題を取り込む必要があることを訴え、その研究の可能性を論証してみた。おそらく、狭義の古典文学研究の立場から見ると、遺産という概念では、文学作品の理解を深めることはできないとの指摘もある。しかし、古典の教育は無用であると言い、その価値を認めない言論が増えている二十一世紀において、古典文学に新たな意味を引き出し、専門家以外の人々の興味を引くためには、文化遺産という概念は特に効果的だと考えられる。

また、古典文学を「遺産」という枠組みに位置付けることによって、社会や政界における文学研究への認識が高まるかもしれない。経済的な利益を持たない文化財は無駄であるという立場は稀ではなかるうが、その一方で、国際的な組織や各国政府においても、平等で豊かな社会を創るのに文化遺産は重要な役割をはたしうるという確信が強くなっている。ユネスコの「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」(二〇〇五年)や欧州評議会の「社会における文化遺産の価値についての基盤条約(Tato Convention)」(二〇〇五年)など、国際法によって制定されている条約の背景には、文化の価値に対する新たな意識の誕生が証明されている。

このような社会的背景は、学問の活動にも影響を与えている。European Commission ヨーロッパ委員会が執行する Horizon Europe という大規模な研究支援政策が今年始まったが、その中で人文社会科学を対象とするプログラムは「民主主義」^{European Commission}、「文化遺産」^{Cultural Heritage}、「社会的経済的変更」^{Social and Economic Transformation}といったキーワードによって方針づけられている。つまり人文学の研究者がこのプログラムに応募したのであれば、ただ「〇〇文化」ではなく、「〇〇文化遺産」という枠組みの中に自分の研究企画を位置づけなければならないということである。

つまり、文化とその遺産はただのエンターテインメントではなく、景気や福祉と同じようにレジリエントな社会の改善に不可欠な要素であると認められ始めた。国際社会の平和な共存のために言語的アイデンティティや文化的ダイバーシティ(多様性)がこれからも必要とされるのであれば、文化遺産という課題もまたこれから一層重視されていくだろう。二十一世紀の文学研究は、遺産の概念を通して、このような社会的な役割を担うことができる。本書は、文学研究をそのチャレンジを受け取るための初めての試みだと言える。

注

- (1) 日本における「文化遺産」という単語の普及については、松田陽「バブリック、遺産、文化財、考古学の関係について」『バブリックな存在としての遺跡・遺産』平成24年度遺跡等マネジメント研究集会(第2回)報告書(奈良文化財研究所)「二二―二七頁(二〇一四年)を参考された」。
- (2) Thomas Carter, David C. Harvey, Roy Jones, Iain J.M. Robertson 共編, *Creating Heritage. Unrecognised Pasts and Rejected Futures*, London, New York: Routledge, 2020, p.1. 本稿の英語文献からの引用は、全て引用者によって日本語に訳われた。
- (3) UNESCO, *Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage*, UNESCO, Paris, 1972.
- (4) «In the UNESCO process, “outstanding universal value” is evaluated in terms of the quality, rarity, and diversity of things. These are abstract categorizations based on nothing except Western values. They are Western components of art appreciation rolled out onto the universal stage. They are not grounded in social values and are bound to be contested.» Ian Hodder, “Cultural Heritage Rights: From Ownership and Descent to Justice and Well-being”, *Anthropological Quarterly*, Vol. 83, No. 4, 2010, p. 863.
- (5) <https://ich.unesco.org/en/lists>
- (6) Tolina Loulanski, “Revising the Concept for Cultural Heritage: The Argument for a Functional Approach”, *International Journal of*

Cultural Property, n.13, 2006, pp. 207–233.

(7) «The past is a foreign country reshaped by today; its strangeness domesticated by our own modes of caring for its vestiges». David Lowenthal, *The Past is a Foreign Country – Revisited*, London: Cambridge University Press, 2015, p.4.

(8) «Heritage is not history: heritage is what people make of their history to make themselves feel good.» Hugh Clout, “David Lowenthal Obituary”, *The Guardian*, 11 October 2018, <https://www.theguardian.com/culture/2018/sep/27/david-lowenthal-obituary>

(9) «This book explores the idea of heritage not so much as a ‘thing’, but as a cultural and social process, which engages with acts of remembering that work to create ways to understand and engage with the present.» Laurajane Smith, *Uses of Heritage*, London, New York: Routledge, 2006, p.2.

(10) «a contemporary product shaped from history». J.E. Tunbridge, G.J Ashworth, *Dissonant Heritage: The Management of the Past as a Resource in Conflict*, Chichester: Wiley, 1996, p.20.

(11) David Harvey, “Heritage Pasts and Heritage Presents: temporality, meaning and the scope of heritage studies”, *International Journal of Heritage Studies*, 7:4, 2001, p.327.

(12) William Logan, Máiréad Nic Craith, Ulrich Koekel, “The New Heritage Studies: Origins and Evolution, Problems and Prospects”, William Logan, Máiréad Nic Craith, Ulrich Koekel (eds), *A Companion to Heritage Studies*, Chichester: Wiley, 2016, p.1.

(13) Rodney Harrison, *Heritage: Critical Approaches*, London, New York: Routledge, 2013, p.228.

(14) Cristina Sánchez-Cartero, “Significance and social value of Cultural Heritage: Analyzing the fractures of Heritage”, Rogerio-Candeleria, Miguel Ángel (eds), *Science and Technology for the Conservation of Cultural Heritage*, London: Taylor & Francis, p.387.

(15) 前掲 Tunbridge and Ashworth, 1996. 前掲 Harrison, 2013, pp.192-194.

(16) 前掲 David C. Harvey, 2001. David C. Harvey, “History of Heritage”, Brian Graham, Peter Howard, (eds.) *The Ashgate Research Companion to Heritage and Identity*, Aldershot: Ashgate, 2008, pp.19-36.

(17) 日本古典文学における「過去の遺産化」については、筆者が執筆した下記の論文を参考いただきたい。「平安朝文人における過去と現在の意識——漢詩集序をテキスト遺産言説の一例として」(『第43回 国際日本文学研究会会議録』国文学研究資料館 二〇二〇年) 一五〇―一六七頁。「漢文とラテン語に対する俗語の正統化と遺産化——古今集』真名序とタンテ著『俗語論』を比較して」(『WASEDA RILAS JOURNAL』第八号, 二〇二〇年) 九三―一〇五頁。「富士山は誰のモノなのか——和歌を通じた象徴的私物化と文化遺産における矛盾」(静岡県富士山世界遺産センター編『富士山学』第一号, 二〇二二年) 五二―六〇頁。

(18) «Literature has played a crucial role in the re-establishment of a national cultural heritage, in the re-instatement of native idioms, in the re-imagining and re-figuring of local histories, geographies, communities». Edward Said, “Figures, configurations, transfigurations”, *Race & Class*, 32(1), 1990, p. 1.

- (19) <http://www.unesco.org/culture/it/rep/index.php>
- (20) <https://www.unesco.org/activities/fsan/decides/>
- (21) UNESCO, *Recommendation concerning the preservation of, and access to, documentary heritage including in digital form*, 2016. <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/p0000244675/page=5>
- (22) UNESCO, *Statutes of the International Advisory Committee of the 'Memory of the World' Programme*, https://en.unesco.org/sites/default/files/iae_memory_world_programme_statutes_en.pdf
- (23) 日本文学研究への稀な例外は、次の文献を挙げられる。Roberta Strippoli, *Dancer, Nun, Ghost, Goddess: The Legend of Gita and Hotoke in Japanese Literature, Theater, Visual Arts, and Cultural Heritage*, Brill, 2017.
- (24) Noriko Akawa-Faure, «From the Proclamation of Masterpieces to the Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage», Laurajane Smith, Natsuko Akagawa, *Intangible Heritage*, London, New York: Routledge, 2009, pp. 13-44.
- (25) ICOMOS, *Nara Document on Authenticity*, <http://www.japan-icomos.org/charters/nara.pdf>
- (26) 特に近年の先行研究の中では、河野貴美子「Wielke DENECKE 他共編『日本「文」学史』(第一〜三冊)(勉誠出版、二〇一五〜二〇一九年)を参考されたい。
- (27) 小高道子「古今伝授」(日本古典文学大辞典編集委員会編『日本古典文学大辞典 簡約版』明治書院、一九八六年)。
- (28) 前掲 Smith 2006.
- (29) «Within the narrative of nation, the heritage discourse also explicitly promotes the experience and values of elite social classes. [...] While the AHD may work to exclude the historical, cultural and social experiences of a range of groups, it also works to constrain and limit their critique» 前掲 Smith 2006, p. 30.
- (30) Dawson Munjeri, "Tangible and Intangible Heritage: from difference to convergence", *Museum International*, vol. 56, no. 1-2, 2004, pp. 12-20.
- (31) エドアルド・ジェルリーニ「投企する文学遺産 有形と無形を再考して」(荒木浩『古典の未来学』文学通信、二〇二〇年) 六一三〜六二五頁。
- (32) 前掲 Carter et al. 2020.
- (33) 古今伝授の終焉については、青山英正『幕末明治の社会変容と詩歌』第一章 孝明天皇と古今伝授(勉誠出版、二〇二〇年)を参考されたい。
- (34) <https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ippn001151.html>
- (35) 欧州委員会の公式サイトを参照されたい。 https://ec.europa.eu/info/research-and-innovation/funding/funding-opportunities/funding-programmes-and-open-calls/horizon-europe/cluster-2-culture-creativity-and-inclusive-society_en